

創業者向け持続化給付金事業実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した創業者に対して、給付金（以下「創業者向け持続化給付金」という。）を給付することにより、市内創業者の事業活動の維持、持続を支援するものとする。

2. 対象となる事業者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者。なお、給付要件について定めのない事項については、国の持続化給付金の例により定めるものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する者をいう。）であること。
- (2) 令和2年1月1日から同年4月7日までに創業した者であること。
- (3) 創業日又は営業開始日の遅い方の日から起算して満3月又は90日以上営業実績を有していること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日以降の任意の1月の売上と当該月前の任意の2月の売上の平均を比して、20パーセント以上減少していること。
- (5) 原則として月20日以上営業実態を有している者であること（請負契約等による短期的又は臨時的営業を除く。）。
- (6) 市税等の滞納がないこと（納税猶予されている者を含む。）。
- (7) 国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）（令和2年4月30日成立）による持続化給付金（以下「国の持続化給付金」という。）の給付対象とならない者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (9) 政治団体でないこと。
- (10) 宗教上の組織又は団体でないこと。

3. 給付額

1事業者当たり50万円。

4. 給付を受けようとする事業者の募集方法

次の方法で広く給付を受けようとする事業者を募集する。

- (1) ホームページ（商工会議所、草加市）を活用した募集
- (2) 広報誌（商工会議所、草加市）を活用した募集

(3) その他必要と認められる募集方法

5. 給付金交付申請及び請求

本給付事業の給付金を受けようとする事業者は、創業者向け持続化給付金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添付して草加商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 売上減少月と比較する月の売上高が分かる書類（帳簿など）
- (2) 登記事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し（法人のみ）
- (3) 開業届の写し、営業届出済証明書又は許可証の写し（営業にかかる許可が必要な業種に限る。）（個人のみ）
- (4) 市税等納税証明書（納税猶予中の方は、それが分かる書類）
- (5) 営業実態が確認できる書類（賃貸借契約書、光熱水費の領収書、ネットショッピング等に登録された事業者概要、創業に係る融資決定通知書等の営業実態が確認できる書類2点で可）

6. 給付金交付申請の受付期間

令和2年5月18日から令和3年1月29日まで随時受付とする。

7. 給付金交付決定

草加商工会議所は、提出された申請内容を審査し、創業者向け持続化給付金交付決定・否決定通知書（第2号様式）により、その可否を通知するものとする。

8. 給付金の支払

草加商工会議所は、前項の規定により給付金の交付決定後、速やかに申請者の指定口座に給付金を振り込むものとする。

9. 給付を受けた事業者の責務

給付を受けた事業者は、給付を受けた後、当該事業の継続をするよう最大限努める責務を負うものとする。なお、定められた責務に違反またはその他不正等が認められた場合には、給付金の交付を受けた事業者に対し、給付金の返還請求その他の措置をとるものとする。

10. 運営及び問合せ先

草加商工会議所